

合理的配慮の提供を応援します

※「合理的配慮」とは、すべての人が誰にでもできるちょっとした心配りのある行動をいいます。

平成 29 年 10 月 白山市共生のまちづくり条例を施行しました。

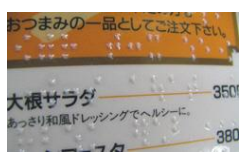
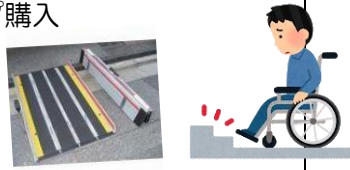

障害があってもなくても安心して生活を送り、社会に参加できるようにするために、市民一人ひとりが合理的配慮の提供に努めなければなりません。市では、事業者や地域の団体が必要な合理的配慮を提供するための費用の一部を補助します。

制度を利用できる団体

- 1 商工業者など民間事業者
 - 2 町内会やサークルなどの団体
- ※ 障害手帳を所持している人に対しては、別途日常生活用具の給付等の制度があります。



補助の対象となるもの

補助対象	内容例
コミュニケーションツール作成費用	<ul style="list-style-type: none">・視覚に障害のある人のための点字メニューや音訳用チラシの作成・文字でのコミュニケーションが困難な人のためのコミュニケーション支援ボードの作成 など 
物品の購入や工事の施工費用	<ul style="list-style-type: none">・音声によるコミュニケーションが困難な人のための筆談ボードの購入・車いす等を利用している人のための簡易式スロープ購入・歩行が困難な人や視覚に障害のある人のための手すり工事の施工など 
コミュニケーション支援のための手話通訳者等の配置	<ul style="list-style-type: none">・講演会等を開催する際に、聴覚に障害のある人が参加できるよう、手話通訳や要約筆記をつける際 の費用 

補助率

いずれも費用の2分の1（上限2万円）を補助します。

【問い合わせ先】

白山市障害福祉課

電話 274-9526

F A X 275-2211